

労働者的人材育成に助成金を活用してみませんか！

P2~P3 厚生労働省作成リーフレットをぜひご確認ください！

## 人材開発支援助成金

### 新コース（人への投資促進コース）ができました

## 「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。また、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主への助成や、働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成する制度もあります。このリーフレットでは、人への投資促進コースの新たな5つの支援メニュー（P.2①～⑤）の具体例や活用例を交えてご紹介しています。

### 支援メニュー④⑤活用例：労働者が自発的に訓練（学び直し）を行った場合

#### 課題

今後期待されるインバウンド需要の再拡大に際して、観光業等に従事する労働者が接客等に必要な外国語を勉強するため、労働者から休日や夜間に外国語学校に行きたいと相談があつた。会社としても費用面などで応援してあげたい。



#### 訓練

- 訓練コース

旅行・観光業英語コース（1名）



- 訓練内容

ネイティブ講師による旅行・観光業向け接客英会話訓練

OFF-JT時間：120時間

訓練経費：39万円

※労働者が労働時間外に受講することが条件です。

#### 助成金を活用

#### 助成内容（中小企業の場合）

下記2コースの併用 又は 下記のいずれかのコースのみの活用が可能

- 助成メニュー名

自発的職業能力開発訓練



- 助成率・額

経費助成：事業主が負担した経費の30%

- 助成額（上記の訓練内容の場合の例）

経費助成：117,000円

※「自発的職業能力開発経費負担制度」導入済みの事業主が経費の2分の1以上を事業主負担

- 助成メニュー名

長期教育訓練休暇等制度の  
教育訓練短時間勤務等制度



- 助成率・額

制度導入経費：200,000円

- 助成額（上記の訓練内容の場合の例）

制度導入経費：200,000円

※制度導入後、所定労働日に30回以上の所定労働時間の短縮等の措置が必要

「人への投資促進コース」①～③の活用例は中面（P.2/P.3）へ

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さんへ

# デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

## 「人への投資促進コース」の支援メニュー

### ① IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

#### 情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

IT  
未経験者  
OK!

### ② デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

#### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

### ③ サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

#### 定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

### ④ 自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

#### 自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

### ⑤ 教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

#### 長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

- ・「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、支援メニューをご用意しています。
- ・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧いただくか、お近くの労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



活用例は右面P.3へ

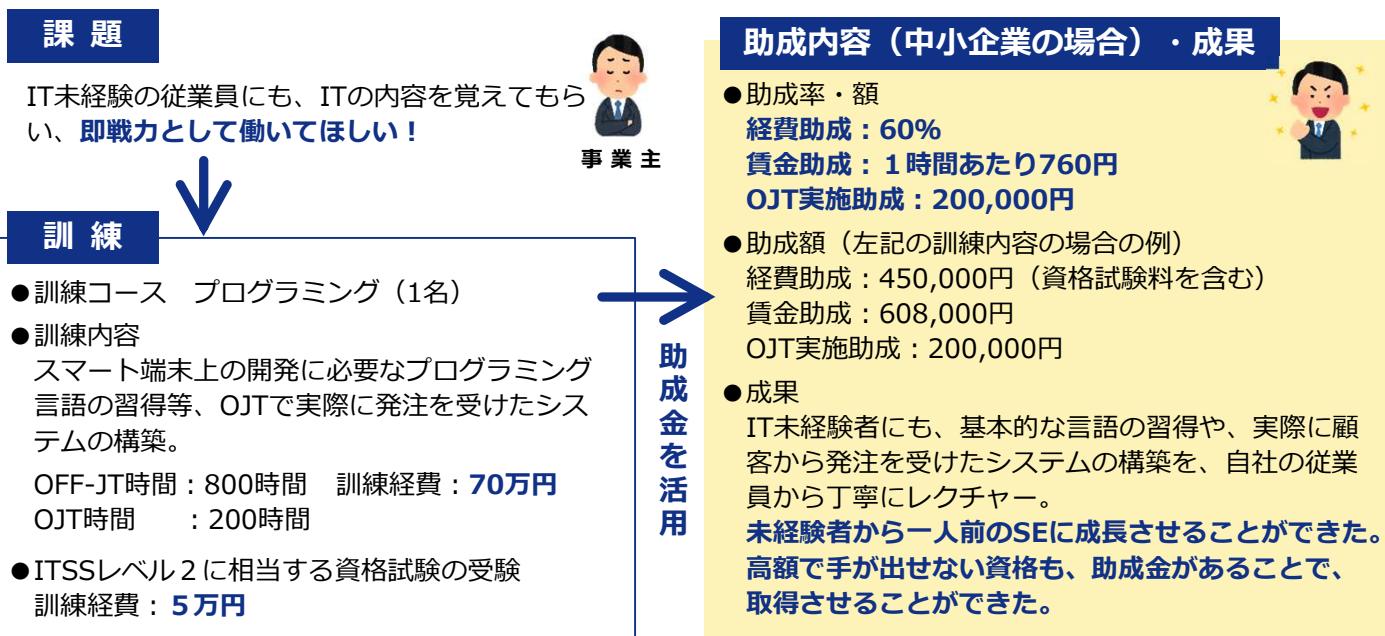
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

# 「人への投資促進コース」の活用例

厚生労働省作成リーフレット（裏面）  
※静岡労働局一部追記 P.3

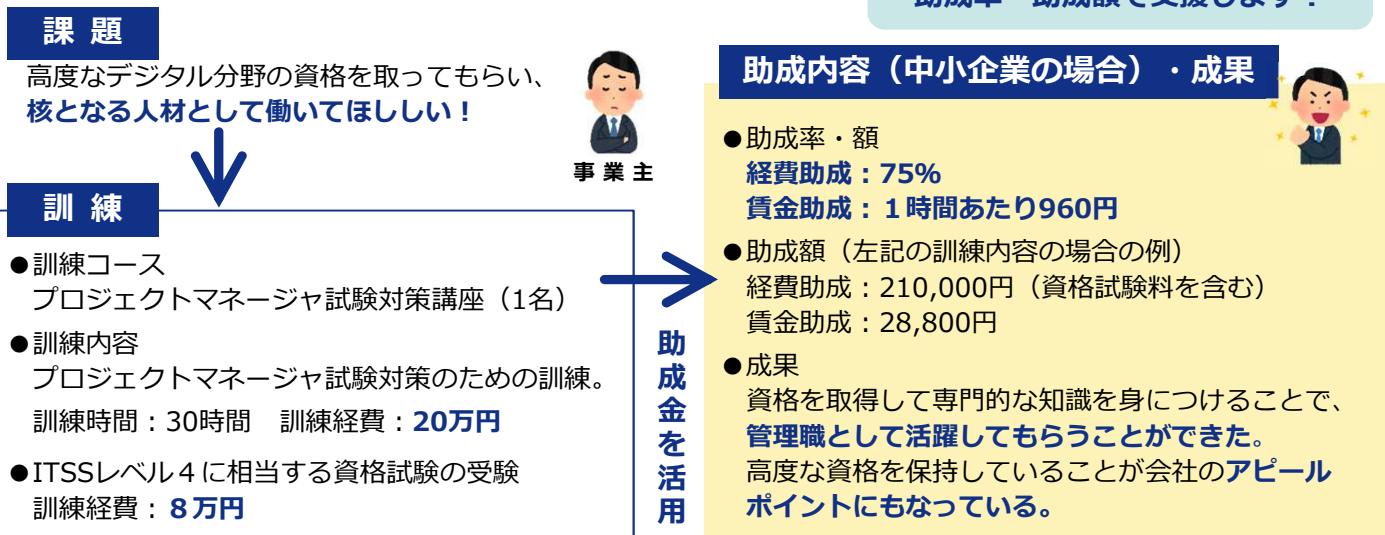
## 支援メニュー①活用例： IT分野未経験者にIT関連の訓練を行った場合

資格試験料も助成の対象です！

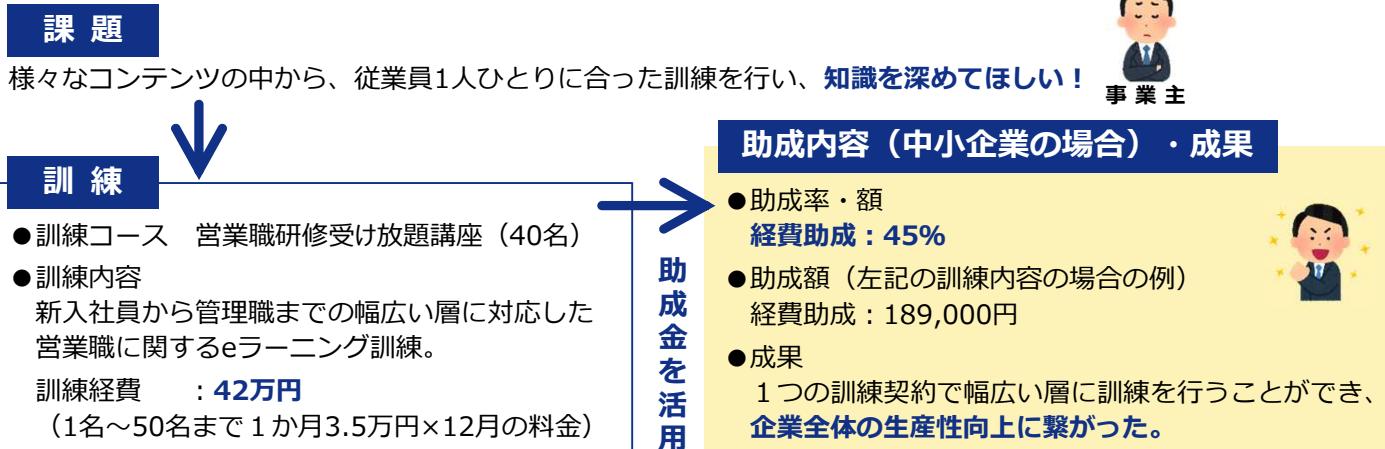


## 支援メニュー②活用例： 高度なデジタル分野の訓練を行った場合

他のコースより高い  
助成率・助成額で支援します！



## 支援メニュー③活用例： サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合



人材開発支援助成金には「人への投資促進コース」以外にも活用できるコースがあります。

具体的活用例を記載していますので、不明な点は下記までお問い合わせください。

### 具体例1

**Q1** 新規学卒者を採用し、社員として在籍しながら技術習得のために学校（短大、訓練校など）へ通学しています。該当する助成金はありますか？



**A1** 対象労働者が正社員の場合、**特定訓練コース**〔若年人材育成訓練〕が利用できる可能性があります。

- ◆また、短期大学等の場合、2年コース全体での利用が原則ですが、例外的に1年毎に修了証が発行されるのであれば、1年次のみ、2年次のみの利用もできます。
- ◆※訓練開始日から起算して1か月前までに計画書の提出が必要です

### 具体例2

**Q2** 会社が従業員に行わせる長期または短期の訓練について、公的な機関（ポリテクセンター、県立訓練校など）が実施する訓練でも助成金の対象になりますか？



### A2

対象労働者の雇用形態（無期雇用・有期雇用）により対象となる訓練コースは異なりますが、各訓練コースの訓練時間数等の要件を満たしていれば、公的な機関が実施する訓練についても対象となります。

- ◆正社員（無期雇用）：特定訓練コース10H以上、一般訓練コース20H以上
- ◆非正規社員（有期雇用）：特別育成訓練コース20H以上

### 具体例3

**Q3** デジタル化、脱力一ボンニュートラル化などを題材に講師を招聘して研修を行った場合、講師謝金を助成する制度はありますか？



**A3** 訓練内容が、対象労働者の職務と直接関係していて（進出予定の事業に関するものを含みます）、専門的な知識・技能の習得を目的としているものであれば、人材開発支援助成金

- ◆「特定訓練コース」などの対象となる可能性があります。
- ◆訓練形態として、事業内訓練に該当し、講師謝金のほか、教科書等の購入費についても助成対象経費となります。※ 講師要件は労働局に問合せください。

### 注意

助成金には、各雇用関係助成金に共通の要件 及び コース毎の要件があります。

また、訓練開始日から1か月前までに、事業内職業能力開発計画の作成と訓練実施計画届の作成・提出を要するコースもありますので、詳しくは 静岡労働局 職業対策課 までお問い合わせください。